

# 役員報酬等及び費用に関する規程

2026年3月25日制定

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人資産運用業協会（以下「本協会」という。）定款第37条の規定に基づき、役員報酬等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 会員外非常勤役員 非常勤役員のうち、本協会の正会員から選任された役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条並びに第105条第1項に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。以下同じ。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員及び会員外非常勤役員に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、投資運用関係団体その他本協会と密接な関係を有すると認められる法人又は団体に在籍する会員外非常勤役員に対しては、報酬を支給しないものとする。

- 2 常勤役員の報酬は定例報酬及び賞与とし、会員外非常勤役員の報酬は定例報酬とする。
- 3 常勤役員が退職した場合には、当該役員の在任期間に応じ第6条に規定する退職手当を支給することができる。

## (常勤役員の定例報酬)

第4条 常勤役員の定例報酬月額、別表1に定める常勤役員報酬月額表のとおりとし、常勤の理事への適用は、理事会の決議により、また、常勤の監事については監事の協議により定める。なお、常勤の理事の任期の途中において、会長が理事会の承認を得てその適用する号俸を変更できる。

## (賞与の支給)

第5条 常勤役員の賞与は、原則として6月及び12月に支給する。

- 2 前項の賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員及び基準日の1か月以内に退任し、又は死亡した常勤役員に支給する。

3 常勤役員の賞与の年間支給額は、定例報酬月額に6.0を乗じた額を上限とし、常勤の理事については理事会の決議により、また、常勤の監事については監事の協議により定めるものとする。

#### (退職手当)

第6条 常勤役員に対する退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退職した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 前項に定める退職手当の額は、当該常勤役員の役員在任期間の月数（1か月未満は切上げとする。）に、退職時の定例報酬月額の100分の28に相当する金額を乗じて得られた額とする。

3 前項の規定にかかわらず、退職手当の額は、理事会の決議により、当該常勤役員の在任期間中の貢献度、客観情勢等を勘案し、前項の額の30%の範囲内で増額し、又は減額することができる。

#### (会員外非常勤役員の定例報酬)

第7条 会員外非常勤役員の定例報酬月額は、別表2に定める会員外非常勤役員報酬月額表のとおりとし、非常勤理事への適用は、理事会の決議により、また、非常勤の監事については監事の協議により定める。

#### (報酬の支給方法)

第8条 常勤役員及び会員外非常勤役員の報酬等は、法令等に基づき控除すべきものを控除した残額を、通貨をもって支給する。

2 月の途中で常勤役員に就任したとき、又は月の途中で常勤役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、月額報酬の支給は日割計算で行うものとする。

3 常勤役員及び会員外非常勤役員の報酬等の支給日、計算期間その他報酬等の支給に関し必要な事項は、給与に関する内規に準じる。

#### (費用の支給)

第9条 役員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担することとなる費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。なお、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 役員に対する旅費の支給については、別に定める役員の旅費等に関する規則による。

#### (通勤手当の取扱い)

第10条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて、通勤手当を支給する。

#### (謝金の支給)

第11条 非常勤役員に特別の任務として原稿執筆及び講師等を委嘱した場合は、別に定める謝金等に関する基準に基づき謝金を支払うことができる。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

附 則

第1条 この規程は、本協会、一般社団法人投資信託協会（第2条において「甲」という。）及び一般社団法人日本投資顧問業協会（第2条において「乙」という。）との合併契約に基づく吸収合併の効力が発生することを条件として、当該吸収合併の効力発生日（2026年4月1日）に施行する。

第2条 甲の役員の報酬等及び費用に関する規程及び乙の役員の報酬等及び費用に関する規程は、廃止する。

(別表1) 常勤役員報酬月額表 (単位: 円)

(1) 理事

号 俸	月 額
1	1,400,000
2	1,500,000
3	1,600,000
4	1,700,000
5	1,800,000
6	1,900,000
7	2,000,000
8	2,100,000
9	2,200,000
10	2,300,000
11	2,400,000
12	2,500,000

(2) 監事

号俸	月額
1	700,000
2	800,000
3	900,000

(別表2) 会員外非常勤役員報酬月額表 (単位：円)

号俸	月額
1	100,000
2	110,000
3	120,000
4	130,000
5	140,000
6	150,000
7	160,000
8	170,000
9	180,000
10	190,000
11	200,000